



「ちょっといいね！」がたくさんあるまち くんねっぷ

広 報
訓子府町

くんねっぷ

2020

4

NO.716



特集

新型コロナウイルスの感染を防ぐためには
外出するときに確認すること

わが家のアイドル

かなは
林 奏羽ちゃん 大町 2歳2か月
お母さん 亜佐子さんのお話

兄の名前と同じ字で女の子らしい字を使いたかったことと、「かなは」の響きが気に入り、夫が中心になって決めました。最近、兄と一緒に自分から進んで手伝いをしてくれて、子ども用のハンガーに洗濯物を干したり、食事の際には食器を配膳しています。もう少し大きくなったら、家族でディズニーランドやキャンプに行きたいですね。

これからは、友だちをたくさん作り、自分の好きなことを見つけて、一生懸命取り組んでほしいです。



2019年5月1日、「平成」から「令和」と元号が変わりました。明治30年に開拓の鍬が下ろされてから、五つ目の時代に入りました。

そして令和2年、開拓から124年目となる本年は、大正9年に分村「訓子府村」が誕生してから「開町100周年」さらに昭和26年に町制施行してから70年になります。

記念式典は、11月1日に予定しています。「開町」としての記念式典は、昭和45年に「開町50周年記念式典」を行ってから50年ぶり3度目のことです。記念事業は、6月の「町民オリンピック」、10月末には、開基100年の平成8年に中央公園に埋設したタイムカプセルの開封などを予定しており、「分村・独立1世紀」を祝います。

訓子府町開町100周年⑧
「分村・独立1世紀」、記念事業展開し未来へ

くんねっぷ

— シリーズ —

再発見

第180回

今月の交通安全テーマ▶運転中は、気を取られずに前を見ましょう！



訓子府町民憲章

1. 自然の恵みに感謝し、美しい町をつくります。
1. 元気に働き、豊かな町をつくります。
1. きまりを守り、明るい町をつくります。
1. たがいに助け合い、楽しい町をつくります。
1. 未来に希望をいだき、文化の町をつくります。

【昭和45年8月1日制定】



- ▶全国的に感染が拡大した新型コロナウイルスの影響で、感染防止のために休校や各催し物の中止など、日常生活に多大な影響が出ました。1日も早い終息を願うばかりです。
- ▶新生活で環境の変化が大きい4月、健康管理に注意してお過ごしください。

新型コロナウイルスの感染を防ぐためには

新型コロナウイルス感染については、全国的にクラスター（感染者の集団）などにより感染が拡大しています。引き続き不要な外出を控えるとともに、外出する際は人混みを避けるなどしたうえで、日常的な感染症予防である手洗い、咳エチケットなどの徹底をお願いします。町では、2月28日16時30分に「訓子府町感染症危機管理対策本部」を設置し、新型コロナウイルス感染症の対策に取り組んでいます。

新型コロナウイルスとは

発熱やのどの痛み、咳が長引く（1週間前後）、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。また、飛沫や接触によってうつる感染症です。感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎になり、死亡例も確認されていますので、注意しましょう。（特に高齢の方や基礎疾患のある方は、重症化しやすいので十分注意してください）



密閉空間であり
換気が悪い

リスク
高

近距離での会話や
発声がある

手の届く距離に
多くの人がいる

3つの条件がそろう場所では、
クラスター発生のリスクが高まります！

※新型コロナウイルス感染症の
クラスターの発生

新型コロナウイルスに関連した情報については、次のホームページ（QRコードなどから）に掲載しています

■厚生労働省



■北海道



■訓子府町



経済産業省では、新型コロナウイルスで影響を受ける事業者の皆さんへの支援策を紹介しています

■経済産業省



手洗いと咳エチケット

日常生活では、まず「手洗い」が大切です。

外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにはこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介してほかの方に病気をうつす可能性がありますので、「咳エチケット」を行いましょう。

感染症拡大防止のため、一人一人が
しっかり予防に
取り組みましよう



外出するときに確認すること

体調は大丈夫？
風邪気味ではありませんか？

専門家からの報告では、「症状の軽い人も、気づかないうちに感染拡大に重要な役割を果たしてしまっている」と指摘されています。



◆風邪の症状に似ているので、のどの痛み、咳、発熱などがある場合は、外出しないようにしてください。
◆自分や家族の熱を測るなど、健康チェックに努めてください。
◆石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒のほか、咳エチケットに努めてください。



人が大勢集まり、風通しが悪い場所ではありませんか？

専門家からの報告では、「友人宅での大人数の飲み会など、屋内の閉鎖的な空間で、人と人とが至近距離で、一定時間以上交わることで、患者が発生する可能性がある」と指摘されています。



◆換気が悪く、不特定多数の人が密に集まるような空間は、感染リスクが高いことから、その規模の大小に関わらず、避けてください。
◆自宅の部屋など、窓のある環境では、可能であれば二方向の窓を同時に開け、建物内の換気に努めてください。



感染リスクを下げる方法
を知っていますか？

専門家からの報告では、「症状のない方にとつて、屋外での活動や人との接触が少ない活動のほか、一定程度の距離をとった会話は、感染リスクが低い」とされています。



◆会話は、手を伸ばして相手に届かない程度の距離をとるか、自分から飛沫を飛ばさないようマスクを着用することが望ましいとされています。
◆買い物は、混雑していない時間帯を選ぶといった配慮が必要です。
◆散歩やジョギングなどは、感染リスクが低いとされています。



第1回定例町議会

新年度予算案など可決

令和2年第1回定例町議会が、3月5日から13日まで開催され、令和元年度補正予算6件、令和2年度予算6件、条例改正など9件の合わせて21件の議案が原案どおり可決されました。

行政報告

総務費指定寄付金および新型コロナウイルス感染症対策について、行政報告しました。

各会計の補正予算

一般会計は、歳入歳出の予算に2,915万5,000円を追加し、予算の総額を44億9,961万8,000円としました。

国民健康保険特別会計は、歳入歳出の予算から1,846万7,000円を減額し、予算の総額を8億3,673万3,000円としました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出の予算から250万7,000円を減額し、予算の総額を8,423万4,000円としました。

介護保険特別会計は、歳入歳出の予算から70万円を減額し、5億7,633万5,000円としました。

下水道事業特別会計は、歳入歳出の予算から548万1,000円を減額し、予算の総額を2億3,319万9,000円としました。

円を減額し、予算の総額を2億3,319万9,000円としました。

水道事業会計補正予算

収益的支出を604万7,000円減額し、総額を1億4,545万7,000円としました。

資本的収入を1,064万8,000円減額し、総額を9,304万3,000円、資本的支出を1,256万2,000円減額し、総額を1億2,132万8,000円としました。

令和2年度一般会計予算および各特別会計予算

予算については、6ページをご覧ください。

条例の制定および改正

・訓子府町史編さん委員会条例の制定について
・職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
・職員の給与に関する条例の一部改正について

・職員の給与に関する条例の一部改正について

・災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

・訓子府町介護保険条例の一部改正について

・訓子府町営住宅管理条例の一部改正について

・地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

・財産の取得
共同利用模範牧場において使用する作業機械等の取得について可決しました。

定期監査結果報告

令和元年度の各会計定期監査結果について、監査委員から「適期、適正に執行していることを認める」と報告がありました。

出納検査結果報告

本年1月10日・2月10日・3月4日に実施の例月出納検査について

訓子府町の選挙人名簿
投票区別登録者数
(3月1日現在)

投票区	行政区	今回の有権者数(人)		
		男	女	計
1	東幸町	198	229	427
	西幸町	129	112	241
	東一町	191	250	441
	元旭町	32	38	70
	旭町	95	102	197
	大栄町	51	58	109
	若富町	85	94	179
	若葉町	86	98	184
	若葉町	87	85	172
	計	954	1,066	2,020
2	日出町	88	108	196
	徳波	103	143	246
	柏丘	81	80	161
	日出	63	67	130
	大谷	44	32	76
	大福	67	60	127
	計	446	490	936
3	富里	55	61	116
	北里	44	54	98
	駒生	42	37	79
	弥生	34	42	76
	農試	19	5	24
	高園	61	59	120
	計	255	258	513
4	末広町	125	168	293
	実郷	51	45	96
	緑丘	34	34	68
	協成	16	15	31
	開盛	16	10	26
	常盤	7	8	15
	豊坂	30	30	60
	清住	65	63	128
	計	344	373	717
合 計		1,999	2,187	4,186

※行政区の仲町は栄町に、美園は常盤にそれぞれ統合されており、上記表には掲載していません。

で、監査委員から「異状ないものと認める」と報告がありました。

所管事務調査結果報告

総務文教常任委員会・産業建設常任委員会から、それぞれ所管する事務の調査結果について報告がありました。

決議案提出

「民族共生の未来を切り開く決議」が可決されました。



憩いの場 公園で楽しく過ごそう

レクリエーション公園

4月29日オープン



5月上旬には、南側の桜の丘で約400本のエゾヤマザクラが、また5月下旬からは北側の丘陵の一部に芝桜やラベンダーが咲くなど、花見の名所として好評です。

町を一望できる展望台やバッテリーカーを備えたちびつち広場、存分に水遊びができる遊水施設、彫刻作品の鑑賞など、幅広い年代の方にお楽しみいただけます。

憩いの場として最適なバーベキューハウスは、コンロや網、金ブラスを常備しており、使用するコンロの台数や人数に関係なく1回150円と気軽にご利用いただけます。

その他の公園は

5月1日オープン

レクリエーション公園のほかにも、地域の交流の場としてご利用いただける中央公園や銀河公園、ポケットパークなど19か所の公園が、5月1日にオープンします。

ポケットパーク



中央公園

おねがい

1. 町民の憩いの場として、お互いに気持ちよく利用できるようマナーを守り、施設を大切に利用するよう心掛けましょう。
2. 団体での使用および占用使用については、事前にお申し込みください。

■申込み・問合せ 建設課 ☎ 47-2118 役場1階 窓口4番)



令和 2 年度予算総額は 62 億 3,130 万円

まちづくりの柱となる令和 2 年度当初予算が、3 月 5 日から 13 日まで開催された第 1 回定例町議会で可決されました。

「まちづくりと財政健全化を両立させ、行財政の均衡を図る」ことに重点をおいて予算を編成、「訓子府の元気づくり」を着実に実行するとともに「すべての町民にやさしいまちづくり」を実現するための施策に戦略的な予算となっています。

また、令和 2 年度に計画している主な事業を掲載した予算説明書「令和 2 年度よくわかるまちの仕事」を発行しました。詳しくは、今月号折り込みの冊子をご覧ください。

会 計 名	令 和 2 年 度 当 初 予 算 額 (A)	令 和 元 年 度 予 算 額 (B)	比 較 (A) — (B) = (C)	伸 び 率 (C) / (B) × 100
一 般 会 計	43 億 100 万円	44 億 3,449 万円	△ 1 億 3,349 万円	△ 3.0%
国民健康保険会計	8 億 4,090 万円	8 億 5,520 万円	△ 1,430 万円	△ 1.7%
後期高齢者医療会計	8,960 万円	8,670 万円	290 万円	3.3%
介護保険会計	5 億 8,670 万円	5 億 7,495 万円	1,175 万円	2.0%
下水道会計	4 億 1,310 万円	2 億 880 万円	2 億 430 万円	97.8%
合 計	62 億 3,130 万円	61 億 6,014 万円	7,116 万円	1.2%

※令和元年度予算は、当初予算に 6 月定例町議会補正予算（政策予算）加算後の数値です。

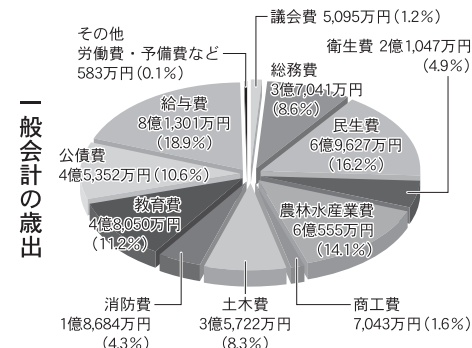
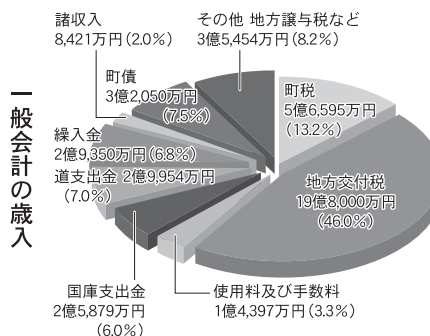
予算の執行に当たっても、限られた財源を効率的かつ有効に活用し、町民一人一人が安心・安全で豊かな暮らしを実現し、笑顔あふれる元気に満ちたまちづくりをめざします。

令和 2 年度の各会計予算は表のとおりで、一般会計は、43 億 100 万円で平成 31 年度比 3.0% の減、特別会計を加えた全会計では 62 億 3,130 万円となり、1.2% の増となっています。

■主な事業

▽農業基盤整備事業	3 億 404 万円
▽橋りょう長寿命化修繕事業	8,000 万円
▽町道舗装修繕事業（駒里弥生線）	4,000 万円
▽幸栄団地整備事業	3,021 万円
▽屋外体育施設用スポーツトラクター整備事業	510 万円
▽防犯カメラ設置事業	117 万円
▽吹奏楽部楽器購入事業	95 万円

令和 2 年度当初予算一般会計歳入歳出予算の内訳（ ）内は構成比



町職員給与の状況などをお知らせします

▶人件費の状況（一般会計）

歳出当初予算額 A	43 億 100 万円
人件費当初予算額 B	11 億 1,436 万円
人件費率 B / A	25.91%
前年度当初予算の人件費率	21.21%

人件費には、特別職、一般職、会計年度任用職員および議員、各種委員などに支給する報酬・給料・手当のほかこれらに係る共済費などの事業主負担分の費用が含まれています。

▶職員給与等の状況（一般会計）

職 員 数 A	102 人
給 料	3 億 6,571 万円
期 末 ・ 勤 勉 手 当	1 億 4,513 万円
諸 手 当	5,557 万円
計 B	5 億 6,641 万円
一人当たり給与費 B / A	555 万 3,000 円

▶職員の初任給の状況

区 分	初 任 給	採用 2 年 経過後給料
一 般 大 学 卒	182,200 円	193,900 円
行 政 職 高 校 卒	150,600 円	158,900 円

▶特別職および議員の給料等

区 分	月 額 給 料	区 分	月 額 報 酬
給 町 長	730,000 円	報 議 長	279,000 円
副 町 長	610,000 円	副 議 長	219,000 円
料 教 育 長	545,000 円	委 員 長	201,000 円
		酬 議 員	185,000 円

▶会計年度任用職員の報償等の状況（一般会計）

職 員 数 A	130 人
報 償 ・ 報 酬	1 億 7,838 万円
期 末 手 当	2,987 万円
諸 手 当	232 万円
計 B	2 億 1,057 万円

▶部門別職員数の状況 平成 31 年 4 月 1 日現在 単位：人

区 分	定 数	職 員 数	課 ごと の 内 訳	前 年 比
町 部 局	80	66	総務課	12 1
			企画財政課	5 0
			町民課	10 1
			福祉保健課	18 1
			農林商工課	11 1
			建設課	7 0
町 議 会	3	2	上下水道課（うち下水道）	1 0
			出納室	2 0
教 育 委 員 会	30	32	議会事務局	2 0
			管理課・給食センター	5 0
			子ども未来課・こども園	17 1
農 業 委 員 会	3	1	社会教育課・図書館	10 1
			農業委員会	1 △ 1
企 業	5	5	上下水道課（うち上水道）	5 0
計	121	106		5

町職員の給与は、国やほかの自治体との均衡を考慮し「職員の給与に関する条例」で定められています。

令和 2 年度の職員給与などの状況についてお知らせします。

▶職員手当の状況

（特殊勤務手当以外は令和 2 年 4 月 1 日現在）

期 末 ・ 勤 勉 手 当	区 分	支 給 期 間	期 末 手 当	勤 勉 手 当
職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5 ～ 10%	計	6 月 期	1.3 月 分	0.95 月 分
		12 月 期	1.3 月 分	0.95 月 分
		計	4.5 月 分	

扶 養 手 当	内 容	金 額
●配偶者 ●子 ●父母など ●満 16 歳から 22 歳までの年度中は 1 人につき 5,000 円加算	基礎控除額	12,000 円
	2 分の 1 加算限度額	17,000 円
	最高支給限度額	28,000 円
	持ち家	7,000 円

住 居 手 当	基礎控除額	12,000 円
	2 分の 1 加算限度額	17,000 円
	最高支給限度額	28,000 円
	持ち家	7,000 円

通 勤 手 当	2 km 以上の通勤者を対象に、距離に応じ定額で支給 （交通機関利用者は実費）
---------	--

退 職 手 当	勤 続 年 数	自 己 都 合	勤 奨 ・ 定 年
最高限度	20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	30 年	34.7355 月分	40.80375 月分
	35 年	39.7575 月分	47.709 月分
	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分

特 殊 勤 務 手 当	支給実績（30 年度決算）	2,000 円
	支給職員 1 人当たり平均支給年額（30 年度決算）	1,000 円
	手当の種類	5 種類
	職員全体に占める手当支給職員の割合	2.08%

主な手当て対象業務は、野犬などの処理手当

▶級別職員の構成

平成 31 年 4 月 1 日現在

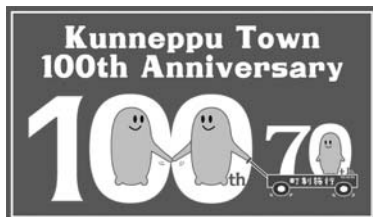
区 分	職 員 数	構 成 比	1 年 前 構 成 比
1 級	20 人	18.9%	16.8%
2 級	14 人	13.2%	11.9%
3 級	23 人	21.7%	20.8%
4 級	31 人	29.2%	31.6%
5 級	5 人	4.7%	5.0%
6 級	13 人	12.3%	13.9%
計	106 人	100.0%	100.0%



訓子府町開町 100 周年・町制施行 70 年

記念事業を紹介

開町 100 周年・町制施行 70 年記念ロゴ



大正 9 年 6 月 1 日に旧置戸村から分離独立し「訓子府町」として誕生してから、令和 2 年 5 月 31 日で「開町 100 周年」、また、第 1 次および第 2 次世界大戦後の不況などと闘いながら発展を続け、昭和 26 年 11 月 1 日には希望の町制施行となり「訓子府町」が誕生し、今年で 70 年を迎えます。この記念すべき節目の年を意義あるものとするため、次のような記念事業を行います。

町民オリンピック（仮）

節目を記念して、町民が一堂に会し、子どもからお年寄りまで和気あいあいと楽しむお祝いの日とし、町民の親睦を図ることを目的として開催します。

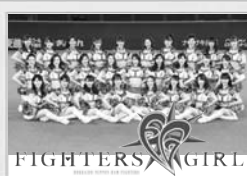
- と き 6 月 28 日(日) 8 時 30 分～12 時 30 分
- ところ 訓子府小学校グラウンド（小雨決行）
- 主管課 町民課

アトラクションもありますので、ぜひ会場にお越しください！

世帯数や人口などを考慮し、町内会（農試含む）・実践会を大きく 12 に分けてチーム編成を行います。チームごとに競技への出場者を選出しますが、子どもからお年寄りまで全員が参加できる競技もありますので、ぜひご参加ください。



訓子府太鼓保存会による演奏



北海道日本ハムファイターズのファイターズガール（4 人）とキッズ・ヒップホップがダンスを披露

■訓子府町開町 100 周年・町制施行 70 年記念式典・祝賀会

- と き 11 月 1 日(日)
- ところ 町公民館講堂
- 主管課 総務課



その他事業

- NHK 公開録音「真打ち競演」
- プロスポーツ選手陸上教室
- 訓子府町健康講演会
- 町民芸術劇場
- 第 41 回くねっぶふるさとまつり
- 町史編さん事業
- くねっぶ再発見物語（小冊子発行）
- タイムカプセル開封



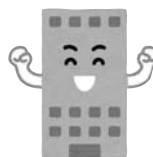
「商工業担い手」「定住、移住者」などに補助・助成しています

商店街活性化

- 住環境リフォーム促進事業補助金（事業主体：商工会）
商工業の振興および快適で安心して住み続けられる住環境づくりを促進するため、町民の皆さんの住宅リフォームなどに対し、対象経費の 20% 分、最大 20 万円を商品券などで助成します。
町内の商工会会員登録事業者が施工する住宅リフォームが対象となります。
- 店舗出店等支援事業補助金
地域経済の活性化および地域振興に寄与することを目的とし、店舗新築、空き店舗活用により、新たに営業を開始する事業者などに対象経費の 3 分の 2、300 万円を上限に助成します。
- 店舗改修事業補助金
店舗のイメージアップと商店街の活性化を図るため、既存の店舗改修に対し、対象経費の 2 分の 1、50 万円を上限に助成します。



中小企業融資



- 中小企業特別融資利子補給費補助金（事業主体：商工会）
中小企業特別融資の効果的な運用を図り、企業育成振興と経営の合理化を促進し、既存企業の発展を支援します。
融資額 1 企業につき
 - ・運転資金 1,000 万円以内
 - ・設備資金 1,500 万円以内
 - ・短期融資 500 万円以内

担い手支援

- 商工業後継者育成助成金
商工業の活性化を図ることを目的に商工業の後継者として、就業した後継者本人に助成金を交付します。
・本人の申請により、1 人につき 20 万円
- 商工業就労助成金
雇用の促進および雇用機会の増大を図ることを目的に、新規学卒者などが本町に住所を有する事業所に正規雇用として就職した場合、本人と事業所に助成金を交付します。
・事業所には正規雇用者 1 人（45 歳以下）につき、20 万円
・新規学卒者などで正規雇用された方が訓子府町出身者である場合は本人に対して、20 万円



定住促進



- 空き家活用定住対策補助金
定住、移住を促進し、町内の良好な住環境の確保、定住人口の増加や地域の活性化を図ることを目的に、空き家バンク制度を活用し、定住された方に助成します。
・町内居住者で中学生以下の子どもが同居する場合：補助率 3 分の 2 上限 200 万円
・町内居住者の場合：補助率 2 分の 1 上限 150 万円
・町外居住者で中学生以下の子どもが同居する場合：補助率 3 分の 2 上限 300 万円
・町外居住者の場合：補助率 2 分の 1 上限 200 万円

■問合せ 元気なまちづくり推進室（☎ 33-5008 役場 2 階 窓口 11 番）

公衆無線 LAN「Kunneppu_Free_Wi-Fi」を提供しています

町では、公共施設の利便性の向上や災害時の通信手段の確保を目的に、公衆無線 LAN を整備し、誰もが無料でインターネットを接続できるサービス「Kunneppu_Free_Wi-Fi」(訓子府フリーワイファイ)を提供しています。

必要な事項を定めた「訓子府町公衆無線 LAN の利用に関する要綱」(町ホームページに掲載しています)および「ご利用に当たっての注意事項およびお願い」をご確認いただき、ご承諾の上、ご利用ください。

■提供場所

- ①訓子府町役場・総合福祉センター
- ②訓子府町公民館
- ③訓子府町スポーツセンター
- ④訓子府町認定こども園



※注意事項

- ・利用時間は、各施設の開館時間となります
- ・提供場所内でも電波の届かない場所があります
- ・同時に多数のアクセスがあると、正常につながらなくなる場合があります

利用に当たっての注意事項およびお願い

- ・町が提供する公衆無線 LAN による無料 Wi-Fi サービスについては、その利用に関し必要な事項を定めた「訓子府町公衆無線 LAN の利用に関する要綱」をご理解・ご承諾の上、ご利用ください。町が、公衆無線 LAN を整備し、無料 Wi-Fi サービスを提供する施設の利用については、それぞれの施設に関する条例および規則の規定に従ってください
- ・利用の際は、他の施設利用者に迷惑が掛からないように、周囲に十分ご配慮願います
- ・原則、施設内の電源の利用はできません
- ・町では、利用者に対しての接続設定を行っていませんので、各自で設定をお願いします。また、設定に関する各種問い合わせも町では受け付けていません

【SSID】 Kunneppu_Free_Wi-Fi
【パスワード】 kunfree1

スマートフォンやタブレット端末などで左の SSID を探し、パスワードを入力して Wi-Fi をお使いください。

注意事項などの詳しい内容については、町ホームページをご覧ください。

町ホームページに掲載の Wi-Fi に関する情報はこちら⇒



■問合せ 総務課防災係 (☎ 47-2112 役場 2 階 窓口 10 番)

交通安全普及に努め、北海道などから表彰を受ける

町の交通安全指導員として長年尽力いただいている石田茂憲さん(日出町)と村口多加代さん(東町)が北海道善行賞、谷口好文さん(旭町)と清水喜恵子さん(日出町)が北海道交通安全推進委員会会長表彰、柴田恭子さん(東町)、道原一也さん(大町)、河合清さん(旭町)がオホーツク地区交通安全推進委員協議会功労賞をそれぞれ受賞しました。

石田さんと村口さんは、平成 14 年 1 月から現在まで 18 年以上、谷口さんと清水さんは平成 20 年 1 月から現在まで 11 年以上、柴田さん、道原さん、河合さんは平成 24 年 1 月から現在まで 7 年以上にわたり毎月 2 回以上街頭に立ち、子どもたちやドライバーなどの安全を見守るほか交通安全の普及に努めています。

2 月 26 日に菊池町長から、表彰状が伝達されました。



前列左が石田さん、右が村口さん
後列左から谷口さん、柴田さん、清水さん
(道原さん、河合さんは欠席)

訓子府町 Facebook・Twitter 始めました!

町の業務や取り組み、イベント情報などを発信し、利用者の方と情報共有するための手段の一つとして、活用します。

また、災害時などの緊急情報も即時性をもって発信していきます。



ユーザ名

フェイスブック: @kunneppu.town ツイッター: @kunneppu_town

■問合せ 総務課広報広聴係 (☎ 47-2112 役場 2 階 窓口 10 番)

訓子府町子育て世代包括支援センターを開設します

4 月から子ども未来課に「訓子府町子育て世代包括支援センター」を開設します。

関係機関と連携し、妊娠期から子育て期の親子に寄り添ったきめ細やかな支援を実施していきますので、気軽にご相談ください。

また、「くんねっぶ子育てアプリ」を導入し、妊婦や子育て中の保護者の皆さんに、最新の子育て支援情報をお届けします。その他にも予防接種のスケジュール管理や成長記録の保存など子育てにうれしい機能が満載です。

スマートフォンやタブレット端末などのアプリストアからダウンロードして簡単に登録できます。利用料は無料です。ぜひご利用ください。



／ 母子モ(ボシモ)で検索! /

母子モ

検索



or QRコードから



■問合せ 子ども未来課子ども支援係 (☎ 47-2367 認定こども園内)



図書館 毎月第2日曜日を開館します

図書館では、利用者にとってより利用しやすい開館日・時間を検討していくため、試験的に月1回、日曜日を開館します。日曜開館の利用状況や利用者の声をお聞きし、今後のサービス充実や運営に生かしていきます。

- と き 毎月第2日曜日
4月12日・5月10日・6月14日
7月12日・8月9日・9月13日
10月11日・11月8日・12月13日
1月10日・2月14日・3月14日
○開館時間 10時～17時
○試行期間 令和2年度
○問合せ 図書館 (☎ 47-2700)

フッ素塗布で強い歯に

フッ素を歯の表面に塗ることで、歯を丈夫にします。虫歯のない子に育てるために、フッ素塗布を受けましょう。

受診方法に関する詳しい内容について、対象年齢のお子さんがある家庭に後日、個別にお知らせ

します。

- 対象 1歳から未就学児
○自己負担 800円
○実施期間 令和2年4月～令和3年3月
○実施機関 町内の歯科医院
○問合せ 子ども未来課子ども支援係

予防接種を受けましょう

赤ちゃんは成長するとともにお母さんからもらった病気に対する抵抗力(免疫)がだんだんと弱くなってきます。元気にすくすくと育つには、予防接種を受けることが大切です。予防接種を正しく理解して、必要な時期に必要な予防接種を受けましょう。

定期予防接種については、新生児訪問や郵送などで個別にお知らせしています。転入などにより、各予防接種受診票がお手元ない場合は、ご

連絡ください。

予防接種は、種類によって受けられる対象年齢が異なります。接種回数・接種間隔・接種期間について不明な点は、お問い合わせください。毎週月曜日の乳幼児健康相談では、予防接種のスケジュールに関する相談も受け付けていますので、ぜひご利用ください。

○定期予防接種の種類

四種混合、二種混合、麻しん・風しん混合、BCG、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、水痘、日本脳炎、B型肝炎

子ども任意予防接種の費用を半額助成します

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに受けた任意予防接種の費用を半額助成します。

	対象年齢	助成額	上限額
おたふくかぜ	1歳から未就学児	半額	3,000円
ロタウイルスワクチン	生後6週から32週	(医療機関で一度、全額お支払いください)	(各1回当たり) 5価3回接種 6,000円 1価2回接種 8,000円

○対象者 町に住所を有する乳幼児

○申請方法 助成を希望される方は、次の書類などを持参のうえ、手続きをしてください。

- ①予防接種を受けたことを証明する領収書
②母子手帳
③振り込み先を確認できるもの(通帳など)
④印鑑



■問合せ 子ども未来課子ども支援係 (☎ 47-2367 認定こども園内)

心の病気で治療中の方に 交通費の一部を助成

- 対象の病気
統合失調症・うつ病・アルコール依存症・てんかん・自閉症など
○助成範囲および助成額
町外(道内に限る)の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します。
○助成対象医療機関
指定自立支援医療機関(精神通院医療に限る)

とします。

- 申請に必要なもの
①印鑑
②通院証明書
(用紙は福祉保健課健康増進係にあります)
③銀行の振込口座番号が分かるもの
○その他
当該年度(4月から6月の場合は前年度)の町民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします。
○問合せ 福祉保健課健康増進係

特定疾患などや人工透析療法で 治療中の方に交通費の一部を助成

- 対象者
・特定疾患など
「特定疾患医療受給者証または、特定疾患患者認定書」、「ウイルス型肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証」、「小児慢性特定疾患医療受診券」、「脳脊髄液減少症診断書」を交付されていることが助成の条件となります。
・腎機能障害による人工透析療法で治療中の方
腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている方で、自立支援医療(更生医療)の支給決定を受けていることが助成の条件となります。

- 助成範囲および助成額
自宅から町外(道内に限る)の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します。
○申請に必要なもの
①対象となる「特定疾患」などの受給者証や自立支援医療受給者証、または認定書などの写し
②印鑑
③通院証明書
(用紙は福祉保健課健康増進係にあります)
④銀行の振込口座番号が分かるもの
○その他
当該年度(4月から6月の場合は前年度)の町民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします。
○問合せ 福祉保健課健康増進係

戦没者などのご遺族の皆さんへ

- 支給対象者
戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族一人に支給されます。
1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者の子
3. 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかによ

り、順番が入り替わります。

4. 左記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)
※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。
○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
○請求期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日
※請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けられなくなりますが、
○請求手続
請求書の用紙は福祉保健課に備えてありますが、他に戸籍抄本など必要な書類がありますので、詳しくは、福祉保健課社会福祉係までお問い合わせください。

■問合せ 福祉保健課 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)



春の火災予防運動

4月20日(月)～30日(木)

春先は、空気が乾燥し風の強い日が多く、最も火災が発生しやすい時期です。今年は例年よりも雪解けが早く、特に注意が必要です。

この期間の火災発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として、全道一斉に「春の火災予防運動」が行われます。運動期間中には、消防団による火災予防パレードが実施されます。

■ごみ焼きなどの屋外焼却は禁止されています

農業や林業などを営む上でやむを得ない場合を除き、ごみ焼きなどの屋外焼却は禁止されています。火災の原因の多くは、ごみ焼きやたばこのポイ捨て、火遊びによる人的原因によるものです。ちょっとした不注意から大きな火災になりますので絶対に行わないようにしましょう。

また、営農に関する枯れ草、作物の殻焼きなどを行う場合は、事前に消防署訓子府支署に届け出を行ってから実施してください。火が消えるまではその場から離れず、消火の準備を行い、春先の風の強い日は特に注意をして火災にならないようにしましょう。

実践会地区の
防火査察

防火査察員が、各実践会の防火査察を次の日程で実施します。

○実施期間
4月1日(水)～20日(月)

危険物取扱者試験・消防設備士試験

- と き 5月17日(日)
- と ころ 北見市
- 種 類 両試験とも全種類
- 受付期間 ・電子申請 3月31日(火)～4月7日(火)
・書面申請 4月3日(金)～10日(金)

※書面申請による受け付けは、期間最終日の郵便局消印まで有効

■問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

個人情報の開示、その他の運用状況

訓子府町個人情報保護条例に基づき、令和元年度の個人情報の開示その他の運用状況について公表します。

■情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、実施機関が相当な理由があると認め住民基本台帳登録情報を利用した個人情報について

- ・高齢者ハイヤー・路線バス利用サービス等対象者リスト
- ・高齢者を含む世帯名簿
- ・高齢者夫婦世帯名簿
- ・高齢者単身世帯名簿
- ・誕生がん検診名簿
- ・予防接種対象者名簿
(成人用肺炎球菌予防ワクチン)
- ・敬老祭対象者名簿
- ・予防接種対象者名簿 (日本脳炎予防接種)
- ・予防接種対象者名簿 (ジフテリア・破傷風Ⅱ期¹予防接種)
- ・予防接種対象者名簿 (子宮頸がん²予防ワクチン)

- ・こども園入園対象者名簿
- ・70歳以上単身者および一方が70歳以上夫婦世帯名簿
- ・温泉保養センターことぶき券対象者リスト
- ・上下水道事業の世帯および給排水人口の実態調査
- ・子ども会安全会加入対象者名簿
- ・令和2年成人式対象者名簿
- ・高齢者世帯防火診断
- ・北見地区消防組合通信指令台の地図検索装置データ更新
- ・北見地区消防組合訓子府消防団入団対象者名簿
- ・社会教育中期計画策定アンケート抽出用リスト
- ・読書活動推進計画策定アンケート抽出用リスト
- ・プレミアム付商品券購入引換券交付対象児童名簿 (0～2歳児)
- ・住宅政策構想アンケート調査対象者名簿 (高齢者)
- ・総合戦略策定アンケート抽出用リスト

土地関係の届け出はお早めに

広い面積の土地の売買や開発には、あらかじめ届け出や許可申請が必要です。手続きをしなかった場合、法令で罰せられることもありますので、ご注意ください。

届け出などを必要とするもの

項 目	関係法令	町の窓口
1万㎡(1ha)以上の土地の売買	国土利用計画法	企画財政課
農用地を売買・賃借したり、他の用途に転用	農 地 法	農業委員会
農用地区内における用途変更や特定の開発行為 □具体例 ・用途変更～農業用関連施設 ・除 外～農家住宅建設 ・開発行為～火山灰採取	農 振 法	農林商工課
森林の伐採・人工造林または天然更新完了時やほかの用途に転用したり、森林所有者が変更になった場合	森 林 法	農林商工課

開発行為の事前協議

無秩序な開発を防止し、健全な生活環境を守るため、開発区域の面積が2,000㎡以上1万㎡(1ha)未満の開発を行うとき、事業主は、町の定める要綱に基づき事前協議をしなければなりません。

◆開発行為とは

- ①土砂の採取および宅地の造成における建築物の建設
- ②特定工作物の建設に関する目的で行う土地の区画、形質の変更
これらの要件に当てはまる事業を行う場合は、建設課管理係へご相談ください。

建築物の確認申請

次の地域で建築物の新築、増改築、移転、大規模改修などを行う場合には、建築確認申請が必要です。ただし、増改築または移転で10㎡以内であれば必要ありません。

- 建築確認申請が必要な地域
①西幸町、元町、旭町、大町、仲町、栄町の全地域

建築物の解体工事には
届け出が必要

一定規模以上の建築物を解体する場合、建設リサイクル法による届け出が必要です。
この法律では分別解体・再資源化の実施や事前の届け出が義務付けられており、無届けで解体工

- ②東幸町、東町、若富町、若葉町の一部地域
○建築確認申請地域以外でも確認申請が必要な建物
①倉庫、車庫などで100㎡以上
②木造で3階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
③木造以外で2階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
○問合せ 建設課建築係

事に着手したことが明らかになった場合、20万円以下の罰金が科せられますのでご注意ください。

- 届け出対象工事
床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- 届け出の時期・届け出先
工事着手の7日前までに建設課建築係まで

■問合せ 建設課 (☎ 47-2118 役場1階 窓口4番)





まちのわだい ～カメラスケッチ～



劇団「訓子府座」

町内の劇団「訓子府座」による演劇「雪の女王」が、2月23日に町公民館で上演されました。

平成26年に劇団を旗揚げしてから今年で5回目の公演。「雪の女王」は、デンマークの代表的な童話作家、アンデルセンの原作を座長の林さんが脚色し、脚本を書きました。

会場には、町内外から約230人が訪れ、出演者の熱演に温かい拍手を送っていました。

座長は「たくさんの方にご来場いただき、また、多くの方に協力、応援していただき、感謝しています。これからも皆さんに愛される劇団となるようがんばります」と話していました。

第5回公演 雪の女王



卒園・卒業おめでとうございます

町内では、訓子府高校で1日、訓子府中学校で13日、訓子府小学校で19日、居武士小学校で24日にそれぞれ卒業式が行われ、わくわく園では25日に卒園式が行われました。合わせて133人が卒業（卒園）しました。

今年はコロナウイルス感染拡大防止のため、参列者の制限ならびに時間を短縮して実施するなど、例年と異なる形式で行われました。

卒業生（卒園児）は先生や友達との別れを惜しみながら、たくさん思い出を胸に刻み、巣立っていきました。



訓高



訓小



訓小



訓高



居小



居小



わくわく園



訓中



訓中



わくわく園

表紙から

卒業おめでとうございます！



3月19日に行われた訓子府小学校の卒業式の写真です。この写真をプレゼントしますので、ご希望の方は4月17日(金)までに、役場総務課窓口へお越しください。



短歌 訓子府短歌会

雪の札幌小樽は吹雪すさまじく

十一月の故郷荒れたり

埼玉県 飯田 政章

ジュースにしゴクゴク朝の景気付け

トマトの畑に今日の陽が落つ

東幸町 中島 玲子

霜振りて一輪だけの返り花

クレマチス紫の色を忘れず

東幸町 吉野 良華

菊鉢の根元に現る冬至芽は

寒さに耐えて春を待ちおり

旭町 瀬谷 隆夫

北見市で確認されし新型コロナ

対策本部は施設閉じたり

大谷 昆野 範雄



今月号は、紙面を一部変更しています。



高知県津野町 ⇄ 北海道訓子府町 人事交流

平成 24 年度からスタートした訓子府町と、姉妹町・高知県津野町との職員人事交流は、令和 2 年度、両町の派遣職員が交代します。

津野町からの鍋島浩一さんと訓子府町の桜井隼人さんは 2 年間の研修を終え、帰郷。そして新たに本町からは石川敬人さんが津野町へ、津野町から鍋島友弥さんが本町に赴任しました。



2 年間ありがとうございました

なべしま こういち
鍋島 浩一

訓子府町での人事交流研修もあっという間に終了し、高知県津野町へ戻りました。訓子府町では、農林商工課に配属になり、主に行事やイベントなど商工に関する業務、有害鳥獣に関する業務に携わらせていただきました。初めて関わる分野であり不安もありましたが、職場や町民の皆さんに助けてもらい、無事に 2 年間の業務を務めることができました。

仕事を通じて訓子府町のたくさんの方と触れ合うことができ、人生の中で貴重な経験ができたことにとても感謝しています。今後更に訓子府町と津野町の交流が深まるよう、微力ながら努力したいと思います。振り返れば短いと思う 2 年間でしたが、ありがとうございました。

次は家族 3 人（もしくは 4 人以上？）で遊びに来ます。

2 年間よろしくをお願いします

なべしま ともや
鍋島 友弥

このたび、人事交流職員として姉妹町の高知県津野町から来ました鍋島友弥です。これまで過ごしてきた高知県とは大きく環境の違う訓子府町で 2 年間生活していくことや、訓子府町の方々と交流できることをとても楽しみにしています。

限られた期間ではありますが、多くの体験を通じて自身も成長できるよう、また、人事交流職員として訓子府町と津野町の交流がより深まるよう一生懸命がんばっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。



交流を深めてきます

いしかわ けいと
石川 敬人

5 人目の人事交流職員として 4 月から津野町に赴任しました。

北海道から出たことのない自分にとってこの機会は、とても魅力的に感じ、立候補しました。北海道とは異なる文化や歴史、環境の中でたくさんの方と交流したいと思っており、とても楽しみにしています。



訓子府町の皆さん、ただいま

さくらい はやと
桜井 隼人

2 年間の人事交流職員の研修を終えて、高知県津野町から帰ってきました。津野町では、産業課に配属され、イベントや観光の業務に携わらせていただきました。イベント業務については訓子府町での業務経験を生かして従事しましたが、観光業務については訓子府町以上に力を入れているため、参考となり良い経験となりました。

また、地域の方々と交流することができ、充実した日々を過ごすことができました。最後は新型コロナウイルスの関係で多くのイベントが中止となり残念ではありましたが、今後も両町の交流が深まるように努めていきたいと思っています。

これからは仕事だけでなく家庭での時間も大事にして過ごしていきますので、よろしくお願いします。



姉妹まちからの お便り

高知県津野町

スーパーマーケット・ トレードショー 2020 「食の展示商談会」に 出展



つの茶の普及促進の一環として、2 月 12 日～14 日の 3 日間、千葉県幕張メッセで毎年 2 月に開催される食の展示商談会「スーパーマーケット・トレードショー 2020」に参加しました。

今回は、昨年の商談会に引き続き「高知県農業協同組合（旧津野山農業協同組合）と「満天の星」のほか、「ツノール商品開発推進協議会」が出展。来場された多くの企業に「つの茶」や「満天の星大福」をはじめとするスイーツや「里芋のポタージュ」などを紹介しました。



今回は、例年より来場者は少なかったものの、里芋のペーストや津野山ビールの原料であるかぶせ茶パウダーなど加工用商品の評価が高く成果のある商談会となりました。

わたしたちの国民年金

国民年金保険料が改定されました

令和 2 年 4 月分から月々の保険料が 1 万 6,540 円に改定されました。毎月納付書で支払う場合の納付期限は、納付対象月の翌月末日です。

また、令和 2 年度分の保険料を 4 月 30 日（木）までに納付書でまとめて支払う（1 年前納）と、19 万 8,480 円の保険料が 19 万 4,960 円となり、3,520 円の引きになります。

※令和 3 年度分の保険料も納付書でまとめて支払う（2 年前納）ことができます。詳しくは問い合わせ先まで。

年金事務所へ行く際は必ず電話予約を！

年金事務所は、大変混み合っています。予

保険料の納付は便利な口座振替で

約をすることで待ち時間がなくなるほか、予約時に相談内容を伝えることにより事前に年金の記録を確認したうえで応じてもらえるため、相談時間も短縮されます。予約希望日の 1 か月前から利用できますので、基礎年金番号が分かるものを用意して、北見年金事務所へ電話でお申し込みください。

■ 予約相談の実施時間

- ・月曜日（月曜日が祝日の場合は週の初めの平日）8 時 30 分～18 時
- ・火～金曜日 8 時 30 分～16 時
- ・第 2 土曜日 9 時 30 分～15 時

※年金事務所の開所時間ではなく、予約相談を開始することができる時間を記載しています。

■ 問合せ

- ・北見年金事務所（☎ 33-6007）
- ・町民課戸籍年金係（☎ 47-2203）





救急出動件数 **35 件**
火災出動件数 **0 件**
(2 月末日現在)
※令和 2 年 1 月からの件数です。

福祉保健課

☎ 47-5555

総合福祉センター
窓口 7 番

訪問リハビリ支援を行います

町では、いつまでも自立した日常生活を送ることができるよう、生活動作の維持や拡大を図ることを目的にリハビリ専門職による訪問リハビリ支援を行います。

リハビリ専門職からご本人の身体状況などに合った日常生活の過ごし方、運動の方法や住宅改修などのアドバイスをを行います。

- と き 5 月 19 日(火)
- ところ 希望される場所（ご自宅・総合福祉センターなど）で実施します
- 対象者 おおむね 65 歳以上で、病気や高齢による障害や筋力低下などのため日常生活に支障がみられる方
- 定 員 4～5 人
- スタッフ 理学療法士（北見赤十字病院）、保健師
- 料 金 無 料
- 申込み 5 月 7 日(木)までに福祉保健課高齢者支援係へ

重度障がいのある方に日常生活用具を給付

重度障がいのある方に対し、特殊寝台や入浴補助用具などの日常生活用具を給付しています。

原則として、各用具に定められた基準額の 1 割を利用者が負担することになります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

- 問合せ 福祉保健課社会福祉係

補装具費の一部を支給

身体障害者手帳をお持ちの方が義肢、装具、補聴器、車椅子、つえなどの補装具を購入または修理する場合に、対象となる費用の一部を支給しています。

くらしの

原則として、費用の 1 割を利用者が負担することとなりますが、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

- 問合せ 福祉保健課社会福祉係

障害福祉サービスを行っています

障害者総合支援法により、障がいのある方が、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行う「障害福祉サービス」を実施しています。

この制度は、障がいの種類（身体障がい・知的障がい・精神障がい）や年齢に関係なく共通のサービスを受けられます。

- サービス内容 身の回りや通院介助などの居宅介護支援・就労継続支援など
- 利用者負担 原則 1 割の定率負担。ただし、所得に応じて上限額が決められます。また、施設サービス利用者は食費や光熱水費が利用者負担になります。
- 申 請 利用する場合は、障害支援区分の認定や支給決定を受けるため、あらかじめ町に申請を行ってください。
- 問合せ 福祉保健課社会福祉係

更生医療・育成医療の給付

更生医療・育成医療とは、障がいを軽くしたり、回復させたりする手術を行うなど、指定医療機関でのみ受けられる特別な医療をいい、その際の保険診療による自己負担分の医療費を公費で補助します。ただし、世帯の課税状況に応じて、費用の一部を負担していただきます。

更生医療は、身体障害者手帳をお持ちの 18 歳以上の方が対象となり、育成医療は、身体に障がいがあるか将来障がいを残すと認められる 18 歳未満の児童が対象となります。

- 問合せ 福祉保健課社会福祉係

伝言板



町民課

☎ 47-2203

税の関係 ☎ 47-2193

役場 1 階
窓口 1 番

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に関係するものに限り）も納付することができます。

- と き 4 月 8 日(水)・5 月 13 日(水)
17 時 30 分～20 時

- ところ 町民課窓口

令和元年分申告・納付期限の延長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、所得税、消費税（個人事業者）および贈与税の申告・納付期限が、4 月 16 日(木)まで延長となりました。

これに伴い、所得税および消費税（個人事業者）の振替納税を利用される方の振替納付日が変更となりました。

- 納付の期限【現金納付（クレジットカード納付を含む）・電子納税（ダイレクト納付を含む）の場合】

所得税および復興特別所得税・消費税および

人の動き → 4,870 人（－5）

男 2,335 人（－2） / 女 2,535 人（－3）
世帯数 2,097 世帯（± 0）

2 月末日現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

地方消費税（個人事業者）・贈与税いずれも 4 月 16 日(木)

※申告書の提出後に、納付書などの送付によるお知らせはありません。

- 振替日【振替納税の場合】
- ・所得税および復興特別所得税 5 月 15 日(金)
- ・消費税および地方消費税 5 月 19 日(火)
- 問合せ 北見税務署個人課税第 1 部門
(☎ 23-7151)

土地・家屋価格等帳簿の縦覧

固定資産税は、毎年 1 月 1 日現在で固定資産課税台帳に登録されている内容に基づいて課税します。

令和 2 年 1 月 1 日現在の課税台帳に登録された土地・家屋の価格などを帳簿により、次の日程で縦覧しますので、ご確認ください。

- 縦覧対象者 本町に固定資産を有する納税者（代理人でも可能ですが、代理人であることを証明するものが必要です）
- 縦覧期間 4 月 1 日(水)～5 月 31 日(日)
(土・日曜、祝日は除きます)
8 時 45 分～17 時 30 分
- 縦覧場所 町民課窓口

個別排水処理施設（合併処理浄化槽）・農業集落排水施設（下水道） 使用料の人数算定変更手続きを

井戸水など自家水使用で水道メーターが設置されていない世帯や町水道水使用世帯のうち、営農用水など個別排水処理施設（農業集落排水施設）に流入しない水量が多い場合、届け出により世帯の使用人数で使用料を算定しています。

この人数算定をしている世帯で、転入出・転居や出生、死亡により、住民票変更の手続きで人数が変わる場合は、上下水道課にご連絡をお願いします。

また、離農で営農用水を使用しなくなった場合、水道使用量から算定するメーター算定への変更もできますので、合わせてご連絡ください。

- 問合せ 上下水道課下水道係 (☎ 47-2118 役場 1 階 窓口 5 番)



日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 ■わくわく園入園式(10時わくわく園)	4
5	6 ■健康・栄養相談(①10時②13時30分うらら) ■訓小・居小・訓中入學式・始業式・着任式	7 ■バス定期販売延長営業日(20時30分まで商工会)	8 ■夜間町長室開放 ■夜間納税相談・収納窓口開設 ■訓高入學式・始業式・着任式	9	10	11 ■図書館こどもの日(10時図書館) ■訓小参観日・PTA総会 ■居小参観日・後援会総会
		「健康・栄養相談」に來所される方は、事前にご連絡ください。 ○開庁日 月～金曜日(土・日曜、祝日除く) ○開庁時間 8時45分～17時30分 ○問合せ 福祉保健課健康増進係 ☎47-5555				
12 ■図書館開館日(10時～17時図書館) ■訓中参観日・PTA総会	13 ■健康・栄養相談(①10時②13時30分うらら) ■訓小・居小・訓中振替休業日	14	15	16	17 ■ひだまりひろば「春を探しに行こう」(9時50分ひだまり) ■NHKラジオ番組公開録音(18時公民館) ■訓小低学年交通安全・防犯教室	18
19	20 ■健康・栄養相談(①10時②13時30分うらら) ■居小交通安全教室	21	22	23 ■ほっとなまちをつくり隊(13時30分公民館)	24 ■訓小1年生を迎える会 ■居小1年生を迎える会	25
26	27 ■健康・栄養相談(①10時②13時30分うらら)	28 ■若がえり学級開講式(10時公民館)	29 ■子どもまつり(10時公民館) ■古本市(10時公民館) ■温水プールオープン ■屋外施設オープン 【昭和の日】	30		

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策などにより、行事日程が変更される場合がありますので、ご了承ください。

使用料などの納期限	
4月27日	こども園保育料、こども園給食材料費、児童クラブ保育料、学校給食材料費、上下水道料金、特定公共賃貸住宅使用料、町有住宅貸付料
4月30日	町営住宅使用料、定住促進住宅使用料

くんねっぶ歴史館(公民館 ☎47-2121)	
○開館日	月～金
○休館日	土・日・祝日・年末年始(12月30日～1月4日)
○時間	10:00～14:30(12:00～13:00を除く)
※14:30から16:00までの見学および職員による説明が必要な場合は、公民館までご連絡ください。	
○入館料	無 料

「ゆめゆめ館」自由來館	
○平日	放課後～16:30
○土曜・長期および振替休業日	10:00～16:30
乳幼児の予防接種	
訓子府クリニック	月～金曜日 9:00～11:30 14:00～17:00 (火曜午後は16:00～)
	土曜日 9:00～11:30

健康だより

・くんねっぶ食のアドバイザー⑫・

聞いてみました!「私の健康づくり」

今回は食のアドバイザーの皆さんに、学習会で役立ったことや、健康づくりのために日頃の食生活で気を付けていることをお尋ねしました。

食べ過ぎや偏りに気を配ることで、バランスを考えて一週間の献立を立てるようになりました。

「だし」を効かせて塩分を減らし、具だくさんの汁物が手軽な朝の定番メニューとなりました。牛乳・豆乳でコクをプラスして、野菜と豆たっぷりのスープもおすすです。



子どもに「だし」のうま味を味わってもらうようになりました。幅広い年代の方と関わり、食生活のこだわりや工夫を聞くことができ、勉強になりました。



健康に関する情報の正誤を確かめるのに学習会が役立ちました。

改めて自分の食べたもので体が作られていることを考えるきっかけになりました。日々少しずつですが、手間暇かけて作り、塩分にも気を付けています。



学習会を通して日頃の食生活への意識が変わり、行動に移している食のアドバイザーの皆さんです。

今年度は町の保健事業などで活躍し、おいしく健康になれるヒントを地域の皆さんへお伝えしていきます!



すこやかに育ってください

安井 杏ちゃん 福野 友和さん 母・真奈美さん

窪田 大道ちゃん 西幸町 父・大輝さん 母・貴子さん

遠藤 葵ちゃん 実 郷 父・淳さん 母・希美さん

ごめい福をお祈りします

塩田 榮さん 87歳 協成

※慶弔欄につきまして、本町に住所があって、町外で届け出をされた方で、掲載ご希望の方は、町民課戸籍年金係、または総課広報広聴係までご連絡ください。

2月11日から3月10日受付分まで

※ふるさとおもしろいやり寄付につきましては、町のホームページにお名前を記載しています。



乳用牛の実査結果

	(令和2年2月1日現在)		
	令和2年	令和元年	前年度比
飼育戸数	45戸	45戸	—
飼育頭数	6,131頭	5,973頭	158頭増
1戸当たり飼育頭数	136.2頭	132.7頭	3.5頭増

農地の売却など農業委員会があっせん

農地の所有者から売り渡しや貸し付けの希望があった場合、農業委員会では、農業委員と町、農協の担当者で構成する「農地移動適正化あっせん審議会」において、価格や農地を購入したい方、借りたい方を協議して決めています。

農地を売りたい、貸したい方は農業委員会に申出書の提出が必要です。

詳しくは、地区担当農業委員または、農業委員会事務局(☎47-2204 役場2階窓口2番)へご相談ください。

